

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	市民生活部		
	課名	生活環境課		
	係名	環境保全係		
	記入者		電話(内線)	165

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称	空き家等対策事業				(3) 事業の 優先度	A	
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市			
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)		
② 施策コード	22203		(総合計画掲載ページ 76 ページ)				会計区分	一般会計		
基本目標(政策)	2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)				財源区分		市単独			
基本施策	2-2ゆとりある住みよいまちづくり(住環境)				予算科目		款 4	項 1	目 6	
施策	②良好な住環境の形成				予算書上の		空き家等対策事業費			
施策内容	3空き家対策の推進				事業名称		(予算書 107 ページに掲載)			
(5) 事業期間	開始		27	年	4	月から	(8) 事務分類		自治事務	
	終了			年		月まで (力年)	根拠法令	空き家等対策の推進に関する特別措置法		

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
空き家の所有者又は管理者	管理状況の悪い危険な空き家は防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、市民の生命、身体又は財産の保護やその地域の生活環境の保全を図るために、空き家等の所有者等に対し、市が助言・指導を実施する。そして、危険な空き家の改善又は解体を所有者等が自発的に自己の責任において果たすようにする。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
空き家実態調査及び市民からの情報提供等により、現在(5月31日時点)277件の空き家を把握している状況である。その中でも、特に管理状況の悪い空き家については、所有者又は管理者に対し、適正な管理をしてもらうよう助言及び指導をしている。今後法律の勧告等の対象となる、「特定空き家」に認定された空き家が出てくる可能性もあり、税務課や都市計画課等他の部署との連携で事業を進める。	近年、全国的に空き家問題が取りざたされるようになり、結城市では、平成26年4月1日より「結城市空き家等の適正管理に関する条例」が施行され、国では、平成27年5月26日より「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されている。今後県の会議等により本格的に空き家対策の具体的な方向性が検討される予定である。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、全国的にも空き家に対する関心が高まる中、今後様々な空き家問題が発生する可能性が高い。空き家に関する議員からの一般質問もここ最近増えており、空き家に対する関心の高さがうかがえる。特定空き家の指定基準や空き家利活用の検討を今後行う予定。そのため、県内市町村及び市内部の関係部局と連絡を密にする。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映		
実施計画								
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）		
事業内容		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
(1) 事務事業費の コスト	事業費	13	57					
	負担金補助及び交付金	24	25					
	合計	37	82					
	国庫支出金（千円）							
	県支出金（千円）							
財源	地方債（千円）							
	その他特定財源（千円）							
	一般財源（千円）	37	82					
	合計（千円）	37	82					
	補助・起債制度名							

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	助言及び指導件数	目標値	件		40	40	40	40	
		実績(見込)値		47					
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	空き家等の改善	目標値	件		18	28	38	48	
		実績(見込)値		8	18	28	38	48	
		達成率		16.7 %	37.5 %				
	空き家等の解体	目標値		8	11	14	17		
		実績(見込)値	5	8	11	14	17		
		達成率	29.4 %	47.1 %					
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。									
訪問による助言指導だけでなく、文書にて空き家等の所有者に助言及び指導を行った。 その結果、目標解体件数を上回る解体の実施があった。 今年度は、さらに法定相続人の調査を進め、改善及び解体をするよう事業を進めていきたい。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価					理由				
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	今後少子高齢化が進み、空き家が増えることが予想される。また、国や市民の関心も高いことから必要な事業と考えられる。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	法律で市が実施主体になるとされている。					
	手段の妥当性	A	妥当である	助言及び指導は直接訪問することで進展することが多い。 助言及び指導は専門的な知識を必要とするため、研修参加が必要である。					
効率性	コスト効率 人員効率	C	改善の余地がある	空き家所有者が死亡していた場合の相続人調査等専門的な事務が多い。 また、他の部署との調整があるため、現在的人数では今後対応は難しい。					
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	市内全域の管理不全な空き家が助言及び指導対象のため、偏りはない。					
有効性	成果の向上	A	上がっている	危険な空き家を解体させることによって、その後跡地利用が進み、生活環境の改善が見られた。					
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	県住宅課主導による会議にて、空き家対策について検討中である。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。									
新聞やテレビ等のメディアにより、市民の空き家問題に関する関心が高まっている。今後市の助言及び指導だけでは空き家の改善や解体がされず、より強い行政指導である勧告をしなければならない状況が予想される。この勧告をする場合は市行政手続条例上の手続きをふむ必要がある。また、所有者等の死亡による相続人調査が必要になる場合も増えている。これらを解決するためには、法令等の専門的な知識を要する職員が複数必要となる。そして、利活用を含めた空き家対策まで進めるためには、さらに必要になると思われる。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？									
弁護士等の専門家に相談しやくなるような体制を市が作り、空き家所有者等が自発的に空き家の改善及び解体出来るようにしていく方法を考えていく必要がある。 今後、県住宅課の空き家対策調整会議や法運用部会に参加し、県内統一の基準作成をおこなっていく予定である。 その動向により、今後の事業の方向性を検討していく。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)			空き家問題は、法律も制定され、これから本格化するため、国や県の動向を注視しながら、事業を実施に努める。				
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う					上記評価のとおり。				